

国官会第1291号  
国地契第48号  
平成19年12月18日

各地方整備局長 あて

国土交通省大臣官房長

「入札監視委員会の設置及び運営について」の一部改正について

政府における無駄の徹底的な排除を目指し、随意契約の競争性・透明性を高め、より一層の適正化を図る観点から、今般、「随意契約の適正化の一層の推進について」（平成19年11月2日公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議申し合わせ）のとりまとめが行われた。同申し合わせにおいては、入札・契約の過程を監視する機関について、全府省に工事以外の契約も含むすべての契約を対象とするものを設けるなど、各府省における監視体制を強化することとされた。

また、これに先立って決定した「随意契約見直し計画」（平成18年6月国土交通省）においても、地方支分部局の入札監視委員会の審議対象に物品・役務を加えるなど、第三者機関を活用した随意契約の監視を行うこととしている。

これらを踏まえ、「入札監視委員会の設置及び運営について」（平成13年3月30日国官会第1431号、国官地第27号）の別紙「入札監視委員会の運営について」及び同通知の別添「入札監視委員会標準規則」の一部を下記のとおり改正したので、遺漏なきよう措置されたい。

記

（「入札監視委員会の運営について」の一部改正）

第1条 「入札監視委員会の運営について」の一部を次のように改正する。

第1の1中「なお、」を削り、第1の1に次のように加える。

各部会に、随意契約の適正化の観点から、契約方式の選択及び応募要件等（公募型プロポーザル方式又は簡易公募型プロポーザル方式の手続への参加資格及び業務実施上の条件、標準プロポーザル方式の業務実施上の条件、企画競争方式の企画競争参加資格要件並びに参加者の有無を確認する公募手続を行った契約方式の応募要件をいう。以下同じ。）の設定について意見を求めるため、小グループを置くことができる。

第1の2中「入札監視委員会の委員の数は、」を「委員会の委員の数は」に、「、総会」を「総会」に改め、「委員長が」の次に「、小グループに属すべき委員は各部会において委員の中から部会長が、それぞれ」を加え、第1の4中「建設会社の顧問等特定の建設会社等」を「国土交通省が行う入札及び契約の相手方となることが見込まれる者」に、「及び」を「並びに」に、「特定の建設会社と」を「当該」に改める。

第2の1(1)中「工事及び」を「工事、」に改め、「超えない建設コンサルタント業務等」の次に「及び役務の提供等並びに予定価格が160万円を超えない物品の製造及び販売（以下「物品の製造等」という。）」を加え、第2の1(1)①中ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 役務の提供等及び物品の製造等の一覧表（別添別記様式2-3）

第2の1(2)中「公募型及び工事希望型指名競争入札方式」を「工事希望型競争入札方式」に、「また、建設コンサルタント業務等」を「建設コンサルタント業務等」に、「から⑭」を「から⑮」に、「業種区分及び契約金額」を「業種区分、契約業者名（⑧、⑩、⑫、⑭及び⑮の方式区分の一覧表に限る。）、契約金額、手続への参加資格及び業務実施上の条件を満たす参加表明書の提出者数（⑧及び⑩の方式区分の一覧表に限る。）、技術提案書の提出者の選定数（⑫の方式区分の一覧表に限る。）並びに応募要件を満たす参加意思確認書の提出者数（⑭アの方式区分の一覧表に限る。）」に改め、⑭を⑮とし、⑬の次に次のように加える。

⑭ 参加者の有無を確認する公募手続を行った契約方式

ア 参加意思確認書の提出者のうち応募要件を満たすと認められる者がいたもの（特定公益法人等（参加者の有無を確認する公募手続について（平成18年9月28日付け国官会第935号）記2(1)に定める特定公益法人等をいう。以下同じ。）の名称を公示しなかったもので、特定公益法人等のみが参加意思確認書を提出してきたものを除く。以下同じ。）

イ ア以外のもの

第2の1(2)に次のように加える。

役務の提供等及び物品の製造等の一覧表は、次の⑯から⑳の方式区分ごとに整理することとし、業務名、業務分類、契約業者名（⑱、⑲及び⑳の

方式区分の一覧表に限る。)、契約金額、企画競争参加資格要件を満たす企画提案書の提出者数(⑱の方式区分の一覧表に限る。)及び応募要件を満たす参加意思確認書の提出者数(⑲アの方式区分の一覧表に限る。)を記載したもののうち各部会の所掌に係るものとする。また、この一覧表には方式区分ごとの件数を記載した総括表(別添別記様式1-3)を添付する。

⑯ 一般競争入札方式

⑰ 指名競争入札方式

⑱ 企画競争方式

⑲ 参加者の有無を確認する公募手続を行った契約方式

ア 参加意思確認書の提出者のうち応募要件を満たすと認められる者がいたもの

イ ア以外のもの

⑳ 随意契約方式

第2の2中「2 抽出」を「2 定例会議において審議の対象となる事案の抽出」改め、第2の2(1)①中「工事については、」を削り、「の工事の一覧表の中から、入札・契約方式別に、また、建設コンサルタント業務等については、1(1)①ロの建設コンサルタント業務等の」を「、ロ及びハに掲げる」に改め、「方法で」の次に「(工事については、入札・契約方式別に、委員により事前に無作為の方法で)」を加え、第2に次のように加える。

3 小グループにおいて意見申述の対象となる事案の抽出

小グループにおいて意見申述の対象となる事案の抽出は、1(1)①ロの一覧表のうち1(2)⑧、⑩、⑫、⑭及び⑮の方式区分に係るもの並びに1(1)①ハの一覧表のうち1(2)⑱、⑲及び⑳の方式区分に係るものから2(1)①の例に準じて行うものとする。

4 随意契約の適正化の観点から審議又は意見を求める場合の留意点

随意契約の適正化の観点からの審議及び意見申述は、契約方式の選択及び応募要件等の設定が適切に行われているかどうかを中心に行われるよう留意する。

応募要件等を満たす契約手続への参加者が1者のみであった業務については、その旨を委員に説明した上で審議及び意見を求めるなど重点的に取り扱うものとする。

第3の1(1)中②を削り、③を②とし、④から⑧までを1つずつ繰り上げる。

第4中「議事概要」の次に「並びに小グループにおける意見の概要」を加える。

第5中「地方課長及び」を「会計課長及び地方課長並びに」に改める。

第6の2中「対象工事」を「対象」に改める。

別記様式1-1中「公募型及び工事希望型指名競争契約」を「工事希望型競争契約」に改める。

別記様式 1 - 2 中⑦を⑧とし、⑥の次に次のように加える。

⑦ 参加者の有無を確認する公募手続を行った契約

ア プロポーザル方式へ移行したもの

イ ア以外のもの

別記様式 1 - 2 中注に次のように加える。

(3) 「プロポーザル方式へ移行したもの」とは、参加意思確認書の提出者のうち応募要件を満たすと認められる者がいたものをいう。

別記様式 1 - 2 の次に次の様式を加える。

別記様式 1 - 3 総括表（役務の提供等及び物品の製造等）

（期間 平成 年 月 日～ 月 日）

入札方式	件数	備考
・総契約件数 （内訳） ① 一般競争契約 ② 指名競争契約 ③ 企画競争契約 ④ 参加者の有無を確認する公募手続 を行った契約 ア 企画競争方式へ移行したもの イ ア以外のもの ⑤ 随意契約		（記載例） **月の特色としては、 業務繁忙期であったため、 通常の時期より 2 割程度発 注件数が多い。

注：(1) 役務の提供等にあつては予定価格 1 0 0 万円以下のもの、物品の製造等にあつては予定価格 1 6 0 万円以下のものは含まない。

(2) 国の行為を秘密にする必要があるものは含まない。

(3) 「企画競争方式へ移行したもの」とは、参加意思確認書の提出者のうち応募要件を満たすと認められる者がいたものをいう。

別記様式 2 - 1（その 1）中「公募型及び工事希望型指名競争方式」を「工事希望型競争方式」に改める。

別記様式 2 - 1（その 2）中「公募型及び」を削る。

別記様式 2 - 2（公募型プロポーザル方式）及び（簡易公募型プロポーザル方

式）中

契約金額
（単位：千円）

を

」

契約業者名	契約金額	手続への参加資格及び業務実施上の条件を満たす参加表明書の提出者数
	(単位：千円)	

に、別記様式

契約金額
(単位：千円)

2-2 (標準プロポーザル方式) 中

を

契約業者名	契約金額	技術提案書の提出者の選定数
	(単位：千円)	

に改め、別記

様式 2-2 (公募型及び簡易公募型以外の競争入札方式) の次に次の様式を加える。

(参加者の有無を確認する公募手続を行った契約方式<プロポーザル方式へ移行したもの> (期間 平成 年 月 日～ 月 日)

業 務 名	業種 区分	契約業者名	契約金額	応募要件を満たす 参加意思確認書の 提出者数	備 考
			(単位：千 円)		

(参加者の有無を確認する公募手続を行った契約方式<プロポーザル方式へ移行しなかったもの>) (期間 平成 年 月 日～ 月 日)

業 務 名	業種区分	契約業者名	契約金額	備 考
			(単位：千円)	

別記様式 2 - 2 (随意契約方式) 中 「

契約金額
(単位：千円)

」 を

「

業種区分	契約業者名	契約金額
		(単位：千円)

」 に改め、別記様式 2 - 2 中

注に次のように加える。

(3) 「プロポーザル方式へ移行したもの」とは、参加意思確認書の提出者のうち応募要件を満たすと認められる者がいたものをいう。

(4) 「プロポーザル方式へ移行しなかったもの」とは、(3)以外のものをいう。

別記様式 2 - 2 の次に次の様式を加える。

別記様式 2 - 3 役務の提供等及び物品の製造等に係る入札方式別発注業務一覧 (一般競争方式) (期間 平成 年 月 日～ 月 日)

業 務 名	業務分類	契約金額	備 考
		(単位：千円)	

(指名競争方式)

(期間 平成 年 月 日～ 月 日)

業 務 名	業務分類	契約金額	備 考
		(単位：千円)	

(企画競争方式)

(期間 平成 年 月 日～ 月 日)

業 務 名	業務 分類	契約業者名	契約金額	企画競争参加資格 要件を満たす企画 提案書の提出者数	備 考
			(単位：千 円)		

(参加者の有無を確認する公募手続を行った契約方式<企画競争方式へ移行した  
もの>)

(期間 平成 年 月 日～ 月 日)

業 務 名	業務 分類	契約業者名	契約金額	応募要件を満たす 参加意思確認書の 提出者数	備 考
			(単位：千 円)		

(参加者の有無を確認する公募手続を行った契約方式<企画競争方式へ移行しな  
かったもの>)

(期間 平成 年 月 日～ 月 日)

業 務 名	業務分類	契約業者名	契約金額	備 考
			(単位：千	

			円)	
--	--	--	----	--

(随意契約方式)

(期間 平成 年 月 日～ 月 日)

業 務 名	業務分類	契約業者名	契約金額	備 考
			(単位：千円)	

注：(1) 役務の提供等にあつては予定価格100万円以下のもの、物品の製造等にあつては予定価格160万円以下のものは含まない。

(2) 国の行為を秘密にする必要があるものは含まない。

(3) 「業務分類」の欄には、「役務の提供等」又は「物品の製造等」のいずれかを記載する。

(4) 「企画競争方式へ移行したもの」とは、参加意思確認書の提出者のうち応募要件を満たすと認められる者がいたものをいう。

(5) 「企画競争方式へ移行しなかったもの」とは、(4)以外のものをいう。

(入札監視委員会標準規則の一部改正)

第2条 「入札監視委員会標準規則」の一部を次のように改正する。

第1条中「趣旨」の次に「並びに「随意契約の適正化の一層の推進について」(平成19年11月2日公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議申し合わせ)及び「随意契約見直し計画」(平成18年6月国土交通省)における第三者機関の活用に係る定め」を加える。

第2条第一号中「工事及び」を「工事、」に改め、「建設コンサルタント業務等」の次に「、役務の提供等及び物品の製造等」を加え、同条第二号中「工事及び」を「工事、」に改め、「建設コンサルタント業務等」の次に「、役務の提供等及び物品の製造等」を加え、「一般競争入札方式参加資格の設定の理由及び経緯並びに指名競争入札方式に係る指名の理由及び経緯等」を「次に掲げる事項」に改め、同号に次のように加える。

イ 一般競争入札方式参加資格の設定の理由及び経緯

ロ 指名競争入札方式に係る指名の理由及び経緯

ハ 公募型プロポーザル方式、簡易公募型プロポーザル方式、標準プロポーザル方式、企画競争方式及び参加者の有無を確認する公募手続を行った契約方式に係る応募要件等の設定の理由及び経緯

## ニ 契約方式の選択

第2条に次の一号を加える。

### 四 その他地方整備局長が審議を要すると認める事項

第15条を第17条とし、第10条から第14条までを2条ずつ繰り下げる。

第9条中「第15条」を「第17条」に、「入札・契約方式別発注工事一覧表」を「入札・契約方式別の一覧表」に改め、「、入札・契約方式別に」を削り、「よって」の次に「(工事については、入札・契約方式別に、無作為の方法によって)」を加え、同条を第11条とする。

第8条第1項中「できる。」の次に「小グループにおいて意見を求める業務の抽出についても、同様とする。」を加え、同条を第10条とする。

第7条の次に次の2条を加える。

#### (小グループの設置)

第8条 第一部会及び第二部にそれぞれ小グループを置く。

2 小グループにおいては、随意契約の適正化の観点から、入札・契約手続の運用状況等について報告を受け、並びに契約方式の選択及び応募要件等の設定等について意見を述べる。

3 小グループに属すべき委員は、各部会において、各部会に属する委員の中から部会長が指名する。

[注] 小グループを置かない場合は、随意契約の適正化の観点からの契約方式の選択及び応募要件等の設定等についての審議等は定例会議で行うため、本条は設けない(次条及び第10条第1項後段について同じ。)

#### (小グループにおける意見)

第9条 小グループにおける意見申述は、必要の都度、これを行う。

2 小グループは、非公開とし、意見の概要は、これを公表する。

改 正 案	現 行
<p>別 紙 入札監視委員会の運営について</p> <p>第1 入札監視委員会 1 入札監視委員会の構成 入札監視委員会（以下「委員会」という。）に第一部会及び第二部会を置く。第一部会は、地方整備局組織規則（平成13年国土交通省令第21号）第2条第3項に規定する港湾空港関係事務を除く入札・契約手続に係る事項を、第二部会は港湾空港関係事務における入札・契約手続に係る事項を審議する。 委員会は、委員会としての定例会議の審議、再苦情処理、委員及び苦情処理に関する書面等の公表等を第一部会及び第二部会（以下「各部会」という。）に行わせることができ、またその際の各部会による意見及び公表等をもって、委員会によるものとするができる。 <u>各部会に、随意契約の適正化の観点から、契約方式の選択及び応募要件等（公募型プロポーザル方式又は簡易公募型プロポーザル方式の手続への参加資格及び業務実施上の条件、標準プロポーザル方式の業務実施上の条件、企画競争方式の企画競争参加資格要件並びに参加者の有無を確認する公募手続を行った契約方式の応募要件をいう。以下同じ。）の設定について意見を求めるため、小グループを置くことができる。</u></p> <p>2 委員の選任 委員会の委員の数は10名以内とし、各部会に属すべき委員は総会において委員の中から委員長が、<u>小グループに属すべき委員は各部会において委員の中から部会長が、それぞれ指名する。</u> なお、委員は中立・公正の立場で客観的に入札及び契約についての審査その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者から選任する。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 委員として選任できない者 <u>国土交通省が行う入札及び契約の相手方となることが見込まれる者と密接な関係のある者並びに国土交通省職員であった者は委嘱してはならない。</u> なお、任期中に<u>当該密接な関係のある者となる場合には、速やかに委員の改任を行う。</u></p> <p>5・6 （略）</p> <p>第2 定例会議 1 定例会議提出資料 (1) 定例会議への報告等 次に掲げる資料（予定価格が250万円を超えない工事、予定価格が100万円を超えない建設コンサルタント業務等及び役務の提供等並びに<u>予定価格が160万円を超えない物品の製造及び販売（以下「物品の製造等」という。）並びに国の行為を秘密にする必要のあるものに係るものを除く。</u>）を提出して行うものとする。</p>	<p>別 紙 入札監視委員会の運営について</p> <p>第1 入札監視委員会 1 入札監視委員会の構成 入札監視委員会（以下「委員会」という。）に第一部会及び第二部会を置く。第一部会は、地方整備局組織規則（平成13年国土交通省令第21号）第2条第3項に規定する港湾空港関係事務を除く入札・契約手続に係る事項を、第二部会は港湾空港関係事務における入札・契約手続に係る事項を審議する。 なお、委員会は、委員会としての定例会議の審議、再苦情処理、委員及び苦情処理に関する書面等の公表等を第一部会及び第二部会（以下「各部会」という。）に行わせることができ、またその際の各部会による意見及び公表等をもって、委員会によるものとするができる。</p> <p>2 委員の選任 <u>入札監視委員会の委員の数は、10名以内とし、各部会に属すべき委員は、総会において委員の中から委員長が指名する。</u> なお、委員は中立・公正の立場で客観的に入札及び契約についての審査その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者から選任する。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 委員として選任できない者 <u>建設会社の顧問等特定の建設会社等と密接な関係のある者及び国土交通省職員であった者は委嘱してはならない。</u> なお、任期中に<u>特定の建設会社と密接な関係のある者となる場合には、速やかに委員の改任を行う。</u></p> <p>5・6 （略）</p> <p>第2 定例会議 1 定例会議提出資料 (1) 定例会議への報告等 次に掲げる資料（予定価格が250万円を超えない工事及び<u>予定価格が100万円を超えない建設コンサルタント業務等並びに国の行為を秘密にする必要のあるものに係るものを除く。</u>）を提出して行うものとする。</p>

- ① 原則として会議開催の前々月以前3箇月間における地方整備局発注に係る次の資料  
イ・ロ (略)  
ハ 役務の提供等及び物品の製造等の一覧表(別添別記様式2-3)  
ニ・ホ (略)

②～④ (略)

(2) 定例会議提出資料の内訳

定例会議へ提出する発注工事の一覧表は、次の①から⑦の方式区分ごとに整理することとし、工事名、工事種別及び契約金額を記載したもののうち各部会の所掌に係るものとする。また、この一覧表には方式区分ごとの件数を記載した総括表(別添別記様式1-1)を添付する。

①・② (略)

③ 工事希望型競争入札方式

④～⑦ (略)

建設コンサルタント業務等の一覧表は、次の⑧から⑮の方式区分ごとに整理することとし、業務名、業種区分、契約業者名(⑧、⑩、⑫、⑭及び⑮の方式区分の一覧表に限る。)、契約金額、手続への参加資格及び業務実施上の条件を満たす参加表明書の提出者数(⑧及び⑩の方式区分の一覧表に限る。)、技術提案書の提出者の選定数(⑫の方式区分の一覧表に限る。)並びに応募要件を満たす参加意思確認書の提出者数(⑭アの方式区分の一覧表に限る。)を記載したもののうち各部会の所掌に係るものとする。また、この一覧表には方式区分ごとの件数を記載した総括表(別添別記様式1-2)を添付する。

⑧～⑬ (略)

⑭ 参加者の有無を確認する公募手続を行った契約方式

ア 参加意思確認書の提出者のうち応募要件を満たすと認められる者がいたもの(特定公益法人等(参加者の有無を確認する公募手続について(平成18年9月28日付け国官会第935号)記2(1)に定める特定公益法人等をいう。以下同じ。))の名称を公示しなかったもので、特定公益法人等のみが参加意思確認書を提出してきたものを除く。以下同じ。)

イ ア以外のもの

⑮ (略)

役務の提供等及び物品の製造等の一覧表は、次の⑯から⑳の方式区分ごとに整理することとし、業務名、業務分類、契約業者名(⑯、⑰及び⑱の方式区分の一覧表に限る。)、契約金額、企画競争参加資格要件を満たす企画提案書の提出者数(⑯の方式区分の一覧表に限る。))及び応募要件を満たす参加意思確認書の提出者数(⑰アの方式区分の一覧表に限る。))を記載したもののうち各部会の所掌に係るものとする。また、この一覧表には方式区分ごとの件数を記載した総括表(別添別記様式1-3)を添付する。

⑯ 一般競争入札方式

⑰ 指名競争入札方式

⑱ 企画競争方式

⑲ 参加者の有無を確認する公募手続を行った契約方式

ア 参加意思確認書の提出者のうち応募要件を満たすと認められる者が

- ① 原則として会議開催の前々月以前3箇月間における地方整備局発注に係る次の資料  
イ・ロ (略)

ハ・ニ (略)

②～④ (略)

(2) 定例会議提出資料の内訳

定例会議へ提出する発注工事の一覧表は、次の①から⑦の方式区分ごとに整理することとし、工事名、工事種別及び契約金額を記載したもののうち各部会の所掌に係るものとする。また、この一覧表には方式区分ごとの件数を記載した総括表(別添別記様式1-1)を添付する。

①・② (略)

③ 公募型及び工事希望型指名競争入札方式

④～⑦ (略)

また、建設コンサルタント業務等の一覧表は、次の⑧から⑭の方式区分ごとに整理することとし、業務名、業種区分及び契約金額を記載したもののうち各部会の所掌に係るものとする。また、この一覧表には方式区分ごとの件数を記載した総括表(別添別記様式1-2)を添付する。

⑧～⑬ (略)

⑭ (略)

いたもの  
イ ア以外のもの

⑳ 随意契約方式

2 定例会議において審議の対象となる事案の抽出

(1) 事案の抽出

① 定例会議において審議の対象となる事案の抽出は、1 (1)①イ、ロ及びハに掲げる一覧表の中から、委員により事前に無作為の方法で(工事については、入札・契約方式別に、委員により事前に無作為の方法で行うものとする。

②・③ (略)

(2) (略)

3 小グループにおいて意見申述の対象となる事案の抽出

小グループにおいて意見申述の対象となる事案の抽出は、1 (1)①ロの一覧表のうち1 (2)⑧、⑩、⑫、⑭及び⑮の方式区分に係るもの並びに1 (1)①ハの一覧表のうち1 (2)⑱、⑲及び⑳の方式区分に係るものから2 (1)①の例に準じて行うものとする。

4 随意契約の適正化の観点から審議又は意見を求める場合の留意点

随意契約の適正化の観点からの審議及び意見申述は、契約方式の選択及び応募要件等の設定が適切に行われているかどうかを中心に行われるよう留意する。

応募要件等を満たす契約手続への参加者が1者のみであった業務については、その旨を委員に説明した上で審議及び意見を求めるなど重点的に取り扱うものとする。

第3 再苦情の処理

1 再苦情の申立て

(1) 再苦情の申立てができる旨の教示

(略)

① (略)

(削除)

②～⑦ (略)

(2)～(4) (略)

2 (略)

第4 議事概要の作成及び公表

定例会議及び再苦情処理会議に係る議事概要並びに小グループにおける意見の概要については、速やかに作成し公表を行うこと。

第5 報告

事務局は、次に掲げる事項について、大臣官房会計課長及び地方課長並びに港湾局総務課長に、速やかに報告する。

1～4 (略)

2 抽出

(1) 事案の抽出

① 定例会議において審議の対象となる事案の抽出は、工事については、1 (1)①イの工事の一覧表の中から、入札・契約方式別に、また、建設コンサルタント業務等については、1(1)①ロの建設コンサルタント業務等の一覧表の中から、委員により事前に無作為の方法で行うものとする

②・③ (略)

(2) (略)

第3 再苦情の処理

1 再苦情の申立て

(1) 再苦情の申立てができる旨の教示

(略)

① (略)

② 公募型指名競争入札方式

技術資料を提出した者のうち、地方整備局長等による非指名理由通知を受理した者で、当該費指名理由に対して不服がある者

③～⑧ (略)

(2)～(4) (略)

2 (略)

第4 議事概要の作成及び公表

定例会議及び再苦情処理会議に係る議事概要については、速やかに作成し公表を行うこと。

第5 報告

事務局は、次に掲げる事項について、大臣官房地方課長及び港湾局総務課長に、速やかに報告する。

1～4 (略)

## 第6 適用時期

- 1 (略)
- 2 第3については、当面、国の行為を秘密にする必要があるもの並びに工事においては予定価格が1,000万円を超えないもの及び建設コンサルタント業務等においては予定価格が500万円を超えないものを対象から除外することとする。

### 別 添

入札監視委員会標準規則

#### (趣旨)

第1条 本規則は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年11月27日法律第127号)の趣旨並びに「随意契約の適正化の一層の推進について」(平成19年11月2日公共調達適正化に関する関係省庁連絡会議申し合わせ)及び「随意契約見直し計画」(平成18年6月国土交通省)における第三者機関の活用に係る定めを踏まえ、入札監視委員会(以下「委員会」という。)の組織、委員、会議、事務局その他の委員会の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

第2条 委員会は、地方整備局長の委嘱に基づき、次に掲げる事務を行う。

- 一 地方整備局が発注した工事、建設コンサルタント業務等、役務の提供等及び物品の製造等に関し、入札・契約手続の運用状況等についての報告を受けること。
- 二 地方整備局が発注した工事、建設コンサルタント業務等、役務の提供等及び物品の製造等のうち委員会が抽出したものに関し、次に掲げる事項についての審議を行い、意見の具申又は勧告を行うこと。

イ 一般競争入札方式参加資格の設定の理由及び経緯  
ロ 指名競争入札方式に係る指名の理由及び経緯  
ハ 公募型プロポーザル方式、簡易公募型プロポーザル方式、標準プロポーザル方式、企画競争方式及び参加者の有無を確認する公募手続を行った契約方式に係る応募要件等の設定の理由及び経緯

ニ 契約方式の選択

三 (略)

四 その他地方整備局長が審議を要すると認める事項

#### (小グループの設置)

第8条 第一部会及び第二部会にそれぞれ小グループを置く。

2 小グループにおいては、随意契約の適正化の観点から、入札・契約手続の運用状況等について報告を受け、並びに契約方式の選択及び応募要件等の設定等について意見を述べる。

3 小グループに属すべき委員は、各部会において、各部会に属する委員の中から部会長が指名する。

[注] 小グループを置かない場合は、随意契約の適正化の観点からの契約方式の選択及び応募要件等の設定等についての審議等は定例会議で行うため、本条は設けない(次条及び第10条第1項後段について同じ。)

## 第6 適用時期

- 1 (略)
- 2 第3については、当面、国の行為を秘密にする必要があるもの並びに工事においては予定価格が1,000万円を超えないもの及び建設コンサルタント業務等においては予定価格が500万円を超えないものを対象工事から除外することとする。

### 別 添

入札監視委員会標準規則

#### (趣旨)

第1条 本規則は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年11月27日法律第127号)の趣旨を踏まえ、入札監視委員会(以下「委員会」という。)の組織、委員、会議、事務局その他の委員会の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

第2条 委員会は、地方整備局長の委嘱に基づき、次に掲げる事務を行う。

- 一 地方整備局が発注した工事及び建設コンサルタント業務等に関し、入札・契約手続の運用状況等についての報告を受けること。
- 二 地方整備局が発注した工事及び建設コンサルタント業務等のうち委員会が抽出したものに関し、一般競争入札方式参加資格の設定の理由及び経緯並びに指名競争入札方式に係る指名の理由及び経緯等についての審議を行い、意見の具申又は勧告を行うこと。

三 (略)

(小グループにおける意見)

第9条 小グループにおける意見申述は、必要の都度、これを行う。

2 小グループは、非公開とし、意見の概要は、これを公表する。

(抽出の委任)

第10条 各部会は、第2条第2号の抽出に関する事務を、あらかじめ指定した委員(以下「当番委員」という。)に委任することができる。小グループにおいて意見を求める業務の抽出についても、同様とする。

2 (略)

(抽出方法)

第11条 抽出は、第17条に基づく別記様式に定める入札・契約方式別の一覧表の中から、無作為の方法によって(工事については、入札・契約方式別に、無作為の方法によって)行う。

第12条～第17条 (略)

別記様式1-1 総括表(工事)

(期間 平成 年 月 日～ 月 日)

入 札 方 式	件 数	備 考
・総契約件数 (内訳) ①・② (略) ③ <u>工事希望型競争契約</u>  ④・⑤ (略)		(記載例) (略)

注：(略)

別記様式1-2 総括表(建設コンサルタント業務等)

(期間 平成 年 月 日～ 月 日)

入 札 方 式	件 数	備 考
・総契約件数 (内訳) ①～⑥ (略) ⑦ <u>参加者の有無を確認する公募手続を行った契約</u> <u>ア プロポーザル方式へ移行したもの</u> <u>の</u> <u>イ ア以外のもの</u> ⑧ (略)		(記載例) (略)

(抽出の委任)

第8条 各部会は、第2条第2号の抽出に関する事務を、あらかじめ指定した委員(以下「当番委員」という。)に委任することができる。

2 (略)

(抽出方法)

第9条 抽出は、第15条に基づく別記様式に定める入札・契約方式別発注工事一覧表の中から、入札・契約方式別に、無作為の方法によって行う。

第10条～第15条 (略)

別記様式1-1 総括表(工事)

(期間 平成 年 月 日～ 月 日)

入 札 方 式	件 数	備 考
・総契約件数 (内訳) ①・② (略) ③ <u>公募型及び工事希望型指名競争契約</u> ④・⑤ (略)		(記載例) (略)

注：(略)

別記様式1-2 総括表(建設コンサルタント業務等)

(期間 平成 年 月 日～ 月 日)

入 札 方 式	件 数	備 考
・総契約件数 (内訳) ①～⑥ (略)  ⑦ (略)		(記載例) (略)

注：(1)(2) (略)

(3) 「プロポーザル方式へ移行したもの」とは、参加意思確認書の提出者のうち応募要件を満たすと認められる者がいたものをいう。

別記様式 1-3 総括表（役務の提供等及び物品の製造等）  
（期間 平成 年 月 日～ 月 日）

入札方式	件数	備考
・総契約件数 （内訳） ① 一般競争契約 ② 指名競争契約 ③ 企画競争契約 ④ 参加者の有無を確認する公募手続を行った契約 ア 企画競争方式へ移行したもの イ ア以外のもの ⑤ 随意契約		（記載例） ＊＊月の特色としては、業務繁忙期であったため、通常の時期より2割程度発注件数が多い。

注：(1) 役務の提供等にあつては予定価格100万円以下のもの、物品の製造等にあつては予定価格160万円以下のものは含まない。  
 (2) 国の行為を秘密にする必要があるものは含まない。  
 (3) 「企画競争方式へ移行したもの」とは、参加意思確認書の提出者のうち応募要件を満たすと認められる者がいたものをいう。

別記様式 2-1（その1） 工事に係る入札方式別発注工事一覧  
（工事希望型競争方式）（期間 平成 年 月 日～ 月 日）  
（略）

別記様式 2-1（その2） 工事に係る入札方式別発注工事一覧（工事希望型以外の指名競争方式）  
（略）

別記様式 2-2 建設コンサルタント業務等に係る入札方式別発注業務一覧  
（公募型プロポーザル方式）（期間 平成 年 月 日～ 月 日）

業務名	業種区分	契約業者名	契約金額	手続への参加資格及び業務実施上の条件を満たす参加表明書の提出者数	備考
			(単位：千円)		

注：(1)(2) (略)

別記様式 2-1（その1） 工事に係る入札方式別発注工事一覧  
（公募型及び工事希望型指名競争方式）（期間 平成 年 月 日～ 月 日）  
（略）

別記様式 2-1（その2） 工事に係る入札方式別発注工事一覧（公募型及び工事希望型以外の指名競争方式）  
（略）

別記様式 2-2 建設コンサルタント業務等に係る入札方式別発注業務一覧  
（公募型プロポーザル方式）（期間 平成 年 月 日～ 月 日）

業務名	業種区分	契約金額	備考
		(単位：千円)	

--	--	--	--	--	--

(簡易公募型プロポーザル方式) (期間 平成 年 月 日～ 月 日)

業務名	業種区分	契約業者名	契約金額	手続への参加資格及び業務実施上の条件を満たす参加表明書の提出者数	備考
			(単位：千円)		

(標準プロポーザル方式) (期間 平成 年 月 日～ 月 日)

業務名	業種区分	契約業者名	契約金額	技術提案書の提出者の選定数	備考
			(単位：千円)		

(参加者の有無を確認する公募手続を行った契約方式<プロポーザル方式へ移行したもの>) (期間 平成 年 月 日～ 月 日)

業務名	業種区分	契約業者名	契約金額	応募要件を満たす参加意思確認書の提出者数	備考
			(単位：千円)		

(参加者の有無を確認する公募手続を行った契約方式<プロポーザル方式へ移行しなかったもの>) (期間 平成 年 月 日～ 月 日)

業務名	業種区分	契約業者名	契約金額	備考
			(単位：千円)	

--	--	--	--

(簡易公募型プロポーザル方式) (期間 平成 年 月 日～ 月 日)

業務名	業種区分	契約金額	備考
		(単位：千円)	

(標準プロポーザル方式) (期間 平成 年 月 日～ 月 日)

業務名	業種区分	契約金額	備考
		(単位：千円)	

--	--	--	--	--

(随意契約方式) (期間 平成 年 月 日～ 月 日)

業務名	業種区分	契約業者名	契約金額	備考
			(単位：千円)	

注：(1)・(2) (略)

(3) 「プロポーザル方式へ移行したもの」とは、参加意思確認書の提出者のうち応募要件を満たすと認められる者がいたものをいう。

(4) 「プロポーザル方式へ移行しなかったもの」とは、(3)以外のものをいう。

別記様式2-3 役務の提供等及び物品の製造等に係る入札方式別発注業務一覧

(一般競争方式) (期間 平成 年 月 日～ 月 日)

業務名	業務分類	契約金額	備考
		(単位：千円)	

(指名競争方式) (期間 平成 年 月 日～ 月 日)

業務名	業務分類	契約金額	備考
		(単位：千円)	

(企画競争方式) (期間 平成 年 月 日～ 月 日)

業務名	業務分類	契約業者名	契約金額	企画競争参加資格要件を満たす企画提案書の提出者数	備考
			(単位：千円)		

(随意契約様式) (期間 平成 年 月 日～ 月 日)

業務名	契約金額	備考
	(単位：千円)	

注：(1)・(2) (略)

(参加者の有無を確認する公募手続を行った契約方式<企画競争方式へ移行したもの>) (期間 平成 年 月 日～ 月 日)

業務名	業務分類	契約業者名	契約金額	応募要件を満たす参加意思確認書の提出者数	備考
			(単位：千円)		

(参加者の有無を確認する公募手続を行った契約方式<企画競争方式へ移行しなかったもの>) (期間 平成 年 月 日～ 月 日)

業務名	業務分類	契約業者名	契約金額	備考
			(単位：千円)	

(随意契約方式) (期間 平成 年 月 日～ 月 日)

業務名	業務分類	契約業者名	契約金額	備考
			(単位：千円)	

- 注：(1) 役務の提供等にあつては予定価格100万円以下のもの、物品の製造等にあつては予定価格160万円以下のものは含まない。  
 (2) 国の行為を秘密にする必要があるものは含まない。  
 (3) 「業務分類」の欄には、「役務の提供等」又は「物品の製造等」のいずれかを記載する。  
 (4) 「企画競争方式へ移行したもの」とは、参加意思確認書の提出者のうち応募要件を満たすと認められる者がいたものをいう。  
 (5) 「企画競争方式へ移行しなかったもの」とは、(4)以外のものをいう